

男と、淫行のありたる場合ひを、さして謂ふことになつてゐる。

これは法律上謂ふところの姦通罪で、中心は妻にあるのだから、有夫姦となるけれども、これに對して、有婦姦（又は有妻姦）の無いのは、不思議でならぬ。夫婦間の守るべき道徳を破るものを、姦通とする上は、定まれる妻のある夫が、他の女（夫なき）と通じた場合ひにも、姦通となるべき理由のあることは、問題となつて、論議されてゐる。獨逸等にては、さういふ場合ひにも、姦通罪を適用してゐるので、日本の刑法よりも、備はれるやうに思ふ。

有婦姦といふのはそれである。妻を裏切つて、他の女と關係する夫は、當然罰せねばならぬ。然るに日本の刑法では、妻の姦通は、性道徳を破り、夫の名譽を毀損するものとして、その妻とその關係者たる男とは、これを罰するけれども、妻を有する夫の不行蹟（他の女と關係する類）に對しては、法律上何の制裁もなきこと、前に一言した如くである。

ところが有婦の夫で、他の異性と關係するものは、極めて多いのみならず、その範圍の如きも、非常に廣い。例へば妻がありながら、

- 一 妾を抱へるもの、
- 二 藝娼妓に戯るるもの、

等の類ひで、さういふ不徳漢は、下級社會よりも、却つて上級社會に多くあることは、予輩の贅言を要しないところである。

これに就いて、或る人は、内縁關係の夫婦は、法律上の手續きを、ふんでゐないから、彼れ

等の不正行爲は、姦通にならぬと言ふけれども、それは大なる間違ひで、内縁であつても、實際夫婦となつたものは、正當の夫婦と認むるに差支へなく、随つてその性道徳を破るものは、姦通と看做してよいのである。但し内縁は、法律の手續きをしてないから、法に問ふことは出來ないけれども、その行爲の姦通に當たることは、言ふまでもないところである。

日本の姦通罪に對する、片手落ちの制裁は、男尊女卑の遺風で、國際的にも、恥づべきことと思ふ。併し前にも言へる如く、論議者が多いから、早晚、刑法の改正と共に、この不備が、補はるると思ふ。

それは別問題として、姦通は何故に、變態性慾に屬するかといふに、恥ぢ知らずで、夫婦の

信條を破るからである。夫婦といふものは、その國の法律及び風習に従つて、儀式の下に、結んだ縁であるから、夫婦観といふものは、人間の團結中にて、一番強くなければならぬし、實際に於いて、強いのである。獨身者が賣笑婦などに戯むるのとは違ひ、夫婦と定まつた上は、互に性道德を守つて、その行ひを、正しくしなければならぬものである。

以上は、合意的の姦通で、普通に謂ふところの姦通は、これであるが、此の外に不合意的の姦通もある。これは最初、姦通の意志なきものを、脅迫若くは暴力等に依つて、關係を附け、それが二度、三度と重なり、遂に引きづられて行つたものである。つまり強姦に當たるものであるが、連続して姦通となつたのである。圓朝の乳房樓は、畫家の妻おせきの、かうした不合意的姦通を描いてある。實際、姦通の中には、かういふ變つたものもある。

第二節 合意的姦通とその例

合意的姦通でも、變態性慾であることに就いて、ここに二 三の例を示すとしやう。

或る工場の職工某の妻は、濫皮の剝けた若い女であつたが、浮氣で評判がよくなかつた。夫は薄々妻が、仲間の者と、關係してゐることを知つてゐるけれども、實證がないので、何

うすることも出来なかつた。

すると或る夜、彼の女房は、夫の寢息を窺つて、そつと床を起きて行つた。狸寝をしてゐた夫は、その足音を忍ばせる様子で、感づくと共に、故意と駭聲を聞いて、半睡を装ふてゐるとも知らず、女房は暗い部屋を手探りに、隣りの部屋へ出て行つた。さては外へ忍び出るともりであらうと、夫は枕頭の懐中電燈を持つて、そつと跡から行くと、別に外へ出る風もない。

じつと動靜を窺つて、突然バツと、電燈をつけると、むつくり起き上つた二つの影、夫はいきなり飛びついて、男をその場に捻ぢ伏せ、在り合ふ細引で、ぐる／＼まきにしてしひ、逃げやうとする女房も、捕まへて、縛り上げた。

怒りに燃へた夫は、姦夫姦婦を引き据へて、思ふ存分に打擲した。その物音に、隣人が駈けて来て見ると、此の光景に眉をひそめた。夫は二人を、告訴するといきまいたが、なだめて古風ながら、男には謝罪證文を書かせ、女にも起請誓紙を入れさせて、やつと事を穩便にしたが、その後は何うなつたか知らぬ。

何といふ大膽な女であらう。昔ならば、重ねて置いて、四つにされても、仕方がないし、表

向きになれば、なほのこと命がない。それ程、重き罪科を免れぬ姦通を、敢てするのは、大膽といふよりも、むしろ病的と看ねばならぬ。

次ぎの例も、これに似てゐるが、お定まりの如く、夫の留守を幸ひに、情夫を引き入れてゐた許りでなく、散々に夫の悪口を言つて、何うかして呉れとまで迫つた。つまり夫が邪魔になるから、亡きものにしてといふことであるが、さすがの姦夫も、これには驚いて、頓には返事も出来なかつた。

それを外出先から、早く歸つて来て、立ち聴きしてゐた夫が、突然その場に踊り出で、驚く二人を取り押へ、その筋へ突き出したといふことである。

此の姦婦は、前の姦婦より以上、兇悪で、毒婦型であることが知られる。

それから、姦婦姦夫共謀の上、夫を殺した例もある。昨年春頃、都下の新聞に現はれた事實談で、殺した夫の死骸を、押入の中に隠し置き、二人はその部屋で、一月餘り同棲してゐたといふことである。詳しいことは、別著に述ぶるとしやう。

第三節 脅迫的姦通とその例

今一つは、脅迫姦通の好例で、某辯護士が犯罪學會の席上で、講演せられた話である。

或る小商人が、雑貨店を営んで、細々と暮らしを立ててゐたが、夫は病身で、思ふやうに働かれず、店は妻に任せてゐた。併し資本が乏しいので、店はさびれる一方、遂には、店を閉づるの止むなきに至つた。

かうなると、債鬼やら、家主やらが、毎日のやうに押しかけて、催促する中に、一人の同情者があつた。それは同業の雑貨店主で、これまでも何かと世話をして呉れたが、今度の閉店については、一肌ぬいで、借財を整理し、再び開店することになつた。夫婦は何といつてその好意を感謝してよいかわからなかつた。

兩家は親密となり、先きの主人は、時々店へ来て、相談相手になつて呉れるので、夜遅くなること、泊ることもあつた。

此の雑貨店の妻といふのは、まだ三十路前で、界限評判の美人であつた。夫が病身なところから、醫者の注意で、寢室を別にし、夫は二階に、妻は階下に、寝ることにしてあつた。ところが或る夜、先きの主人が泊つたときに、酔ひに紛らして、妻を挑んだ。彼の女は大に驚いて、その手を振り拂ひ、身を固めて應じなかつた。

すると彼れは、小聲で、俺の言ふことを聞かなければ、これまでの貸金を、全部取り立て、絶交するまでだと脅迫した。さては自分を自由にするための親切であつたかと、その偽善を憤つたが、併しこの場合ひ、彼れの感情を害しては、一家没落の外はないと、悲憤の涙を拂ひながら、遂にその意に従つた。

さうしたことが、二度、三度と重なる中に、二人の怪しき素振りに、感づいた夫が、妻を責めて、その不貞を罵ると、妻は泣きながら、實は云々な譯で、困つてゐるから、何とかして下さいといふ。聞いて見ると、夫も強いことは言はれないで、勢ひ黙認の姿であつたのをいゝことにして、彼れの横暴が、益々つのはは公然と、枕を並べて寝るやうになつた。餘りのことに、夫も腹に据えかねて、つひ口に出し、その不義を詰ると、反對に言ひ捲くられ、何うとも仕様がなかつたが、思ひ切つて、姦通の告訴を提出し、その辯護人に某氏が立つたのである。

これは強姦の連続とも看られ、純然たる姦通とは言へないが、法の裁きで、何うなつたかは知らぬ。以上、姦通に關することは、拙著「性的犯罪考」(變名海老名靖著)に詳しくある。該書は主として、姦淫に關することを、詳述した文獻である。就いて参考せられたい。

變態性慾の概括及び結論

第一節 豫防に就ての考察

變態性慾は、これで完成したのでないことは、凡例に斷つて置いた通りだが、完成は他日に譲つて、茲に先づ、これだけの編述でも、一通り結論を試みなければならぬ。

そも人類の生活と、事業との關係は、體力と智力及び金力との、三つの共同勞作より生ずるもので、その社會に及ぼす影響は、みな此の三者共同の力であるが、此の三者を統制して、破みに活動せしむるものは、性慾の力であること、既に説述せる如くで、再言するに及ばぬ。それで性慾は、人類を永遠に導びき、且つ社會を維持して行く上に於いて、必要缺くべからざる樞機、微妙の關係を有するに依り、何人も眞摯に考へ、又、研究しなければならぬものであるけれども、常態ならざる性慾、即ちこれまで説き來たれる變態性慾は、これと異なり、多くは自然に反し、生理に背いて、人身を毒し、社會を害して、殃を貽すものなるが故に、これを矯正し、又は豫防する方法を、講じなければならぬ。

吾人が、變態性慾を研究する目的も、結局はここにあつて、之れを防遏するために、その眞理を闡明することであることを、忘れてはならぬ。恰度犯罪を豫防するために、犯罪學を研究するのと、同じ意味でなければならぬ。換言すれば、犯罪が面白いから、研究するのではなく、これを防止するために、研究するのと同じやうに、變態性慾も興味以外に、着眼するところなければならぬ。

勿論、興味は研究を助くるに、必要なものであるから、乾燥綿を噛むが如きものは避けて、成るべく趣味の下に、面白く研究するのが、近時科學者の採る方針なるが故に、予輩も此の方針に従つて、研究の歩を進めたのである。

そこで變態性慾を豫防するに就いて、先づその原理を究め、現象を明かにしたならば、第二に各種類の本性、本質を探究して、それ／＼これに對する豫防法を、講じなければならぬ。例へば同性愛や、サヂスムや、マゾヒスム又はフイテシスム等の豫防及び療法は、各々異なるが如きで、これを同一に律することが出来ない。

勿論、變態性慾の原因には、先天性と後天性とあつて、先天性のものの中にも、遺傳質の潛伏したまゝ、發顯せず、終はるものもあるが、その誘因となるべき動機に觸るときは、茲

に發現して、現出するに依り、その動機に觸れないやうに、修養を積むことが必要で、それが豫防となるのである。

同性愛の如きは、此の方法にて豫防することを得るし、又、既に發生したものに對しては、適當なる結婚をもつて、矯正することが出来る。同性愛の療法としては、これにまさるものはない。或ひは異性に對する性慾の回復法として、生殖腺エキスの注射、又は生殖腺の移植手術が、近時歐洲にて、一部の學者間に行はるるやうになつた。

學理上から言ふと、生殖腺の移植又はエキスの注射は、内分泌を盛んにして、異性に對する性的感情を、強く衝動する理となるから、同性愛が矯正せらるる筈であるけれども、その結果に就いて、未だ實績が發表せられてない。故に、茲に斷言する譯に行かぬが、併し予は、その効果のあることを、信じて疑はぬ。

だが反社會的危險性のもの、即ちサド性の如き性慾異常に對しては、結婚はむしろ有害で、却つて病勢を亢進する恐れがある。故に此の種の患者は、精神病者と見なして、これを精神病院に送るか、或ひは隔離するか、或ひは去勢するかする外に、適當の方法あるを見ない。

去勢 Castration とは、男にては睪丸を、女にては卵巢を除去して、生殖細胞を絶へて了まら

ことである。かくするときは、生殖不能（一に斷種法ともいふ）となるのみならず、異性に對する性的感情も、減退するので、強姦や雞姦の癖あるもの、露出、猥褻、亢進等の常習であるものも、去勢に依つて、これを防遏することが出来るのである。數十年前より米國に行はれてある去勢法は、惡質者の血統を、強制的に斷つと共に、社會的危害を避くるにあるが、最も適當な方法と考へらるる。我が國にても、此の方法を採用するならば、たゞに惡質者の子孫を絶つのみならず、反社會的危險を豫防するに於いても、大なる効果あること疑ひを容れぬ。如上の事實に依り、變態性慾の弊害を豫防する方法を、類別すると、次ぎの如く爲すことを得る。

- 一 適當なる結婚を奨励すること。
- 二 不適當なる結婚は禁止又は制限すること。
- 三 危險者を隔離すること。
- 四 性的犯罪者を去勢すること。
- 五 酒を禁じ又は節すること。
- 六 花柳病を防遏すること。

七 精神修養を積むこと。

以下に説明を加ふるとしやう。

第二節 適當なる結婚奨励

結婚の奨励と禁止とは相反してゐる。この二法は、症状に依ること、前に一言せる如くで、奨励は同性愛の場合に、必要なこと、これまた既に説いた如くである。

併し先天性の強烈な同性愛になると、異性ととの結婚を嫌つて、これを避くるに依り、さういふものに對しては、先づ催眠術にかけて、異性に對する性的感情を、喚起せしむることが必要である。

次ぎに結婚の奨励として、必要なものは、遊蕩兒、自慰癖のある青年、色慾亢進症等である、さうすると甲は遊里の遊びを止めて、花柳病の感染を防ぎ、乙は自慰から遠ざかり、丙は強姦、姦通若くは猥褻等の性的犯罪を豫防するに、効果あること言ふまでもない。

だが結婚は、生活問題と大關係があつて、一廉の事業をなした上でないと、輕々しく出來ないので、結婚を今より早めるには、先づ教育制度を改めて、學年を短縮しなければならぬ

る。往昔の封建時代の如く、封録のある武士又は財産のある商家などには、一般に早婚が行はれ、妻帯者には遊蕩に耽るもの、又は性的犯罪を敢てするやうなものは少なかつた。八百屋お七が、早く結婚したならば、放火して火刑に處せらるるやうなことはなかつたであらう。結婚に依つて、完全に防遏され得るものは、自慰妄行である。如何なる自慰癖のあるものにも、一度結婚するときは、頓にこれを止めて、自慰の馬鹿らしくあることを痛切に、感ずるは事實の證するところである。

例外はなきにしもあらずだが、如上の變態性慾者は、結婚に依つて、大體救はれ得ること疑ひがない。

第三節 不適當なる結婚の禁止又は制限

然るに結婚すると、却つて性的に狂暴となる或る種の精神病患者、病勢の亢進する患者、又は惡質遺傳素質を有する者等に對しては、その症狀の如何に依つて、結婚を或ひは制限し、或ひは禁止しなければならぬ。

そこで結婚は、一時制限するものと、永久に禁止するものとある譯となる。その制限を可と

するものは、榮養不良に伴ふ慢性病(糖尿病、萎黃病、貧血等)、心臟病、腎臟病、肥肝病、神經衰弱、花柳病、結核等で、絶対に禁止すべきものは癲病、早發性痴狂、麻痺狂、酒毒及び色慾異常等で、此れ等はまた、惡質者を無くして、社會の安寧を保つ上に於いても必要である。問題外だけれども、不良なる結婚に就いて、一言すると、癲病でも同病者同志の結婚ならば差支へないといふものがある。併しさういふ場合ひには、子孫を絶つことが必要で、絶対的避妊を行はなければならぬ。

又、花柳病にては、第二期までに、全治したものは、醫師の證明を俟つて、結婚するを妨げないが、梅毒の第三期に進んで、腦に入つたもの(腦梅毒)は、絶対に禁止しなければならぬ。斯様に結婚は、變態性慾の症狀に依つて、或ひは奨勵し、或ひは禁止するといふやうに、極端な條件を具へてゐるのは、已むを得ないので、現に北米合衆國の各州にては、それ／＼不良者に對する結婚を、禁絶してゐる。然るに我が國にては、殆んど結婚を開放して、これに對する何等の制限を、設けてないのは、何故であらうか。これは社會が、未だそこまで發達してないためと、見る外はない。

たゞ現行法にて、結婚に制限を設けてあるのは、近親結婚で、これだけは禁じられてゐる。

予輩の見るところでは、今日法律にて禁止すべきものは、近親結婚と並んで、遺傳素質を有する、不良性悪質者の結婚であると思ふ。

然るに今日我が法律にては、近親結婚の外には、何等の制限がないので、如何なる悪質を有するものにては、雙方の間に、異議なきときは、病毒を有するものでも、結核を有するものでも、癲癇でも乃至は低能でも、結婚するに差し支へなく、且つ届け出でに依つて、法律は、これを正當の結婚と、認むることになつてゐるのは、人の知る如くである。

これ果して、當を得たものであらうか。社會に恐るべき危険性、又は悪質者を、多く送り出す原因とはならないであらうか。社會政策として、大に誤つてゐないだらうか。予輩は一日も早く、結婚法の改正せられて、此の缺陷を除き去らんことを、希望して止まない。

北米合衆國にて、不良者の結婚を、法律の下に禁じてゐる州のあることは、前言の如くであるが、その州はミシガン、メイン、ニュージアー、アリゾナ、ウキスコンシン、カリフォルニア及びインディアナ等の各州で、その法律は、州に依つて多少の差はあるけれども、要するに遺傳素質を有する悪質者を、無くするにあることは、各州同一である。左に参考のために、その概要を述べるとしやう。

ミシガン州にては、癲狂、癡呆及び花柳病患者は、癒後といへども、結婚することを禁じ、犯す者は罰金、禁獄又は兩者を科する。病氣の全癒せざる前に、結婚したものは、五年の禁錮に處する。又犯罪者にして、終身禁錮の刑に處せられたものは、結婚の契約無効となり、たとひ赦免に遇ふことがあつても、結婚の權利を、回復することを許さぬ。

ニュージアー州にては、癲癇、癲狂及び瘋癲白癡の者は、結婚することを得ない。但し公認醫師の證明があつて、悪質遺傳の恐れのないものは、此の限りでない。

カリフォルニア州にては、精神病又は酒毒にかゝれる者は勿論、體質の虚弱なるものまでも、結婚を禁じられてゐる。

インディアナ州にては、癲癇、五年以上慈惠病院又は貧民院にあつたものは、結婚することを得ないことになつてゐる。

メイン、アリゾナ、ウキスコンシンの各州にては、終身刑に處せられた者の、結婚權を失ふことになつてゐる。此の點は、ミシガン州の法律と同じである。

第四節 危険なる變態性慾者の隔離

先天性又は後天性に拘はらず、最も烈しき變態性慾者、若くは強姦を常習とする反社會的危險性を有するものを、一定の場所に拘束して、社會に出さないやうにすることの必要は、前に述べた如くである。

此の場所は、普通の家屋にては、脱走の恐れがあるから、特殊の病院又は感化刑務所（感化院と刑務所とを折衷したもの）の類を、選ばなければならぬ。而して彼れらが、同性との性的關係を防ぐために、各自獨房に收容して、晝間は自由運動を興へ、或ひは他の收容者と一緒に、業務に就かしむるけれども、夜間は必ず獨房に入れることを、忘れてはならぬ。

此の特定場所に收容して、社會と隔離すべきものは、精神病者としては、前に指摘した、

- 一 危險性に富める者、
- 二 二回以上、強姦罪を犯した者、
- 三 色情亢進の低能者、

等である。此れ等は何れも病的で、常習性の犯罪者と同様、十分に警戒を要しなければならぬ。その理由は、次ぎに述ぶるが如くである。

第一のものは、殺傷而も慘殺を好んで、異性を見るときは、突然に起こつて、これを傷づけ、

或ひはこれを慘殺せざれば、止まないものである。ラストモード、屍姦等の如きで、非常に恐るべきものである。

第二のものは、異性を見さへすれば、その誰れ彼を問はず、これを辱かしめんと欲するもので、その色慾の烈しいことは、暴風の如くである。酒毒、早發性癡狂、麻痺狂若くは老耄性癡狂に、見ることが多い。強姦の豫防として、犯者を去勢する法規の米國に行はれてゐることは、前に記した如くである。

第三のものは、低能で而も色慾が烈しいのであつて、手が附けられない。愚鈍なるが故に、彼れ等の目には、恐るる者も、憚る者もなく、撞に本能を發揮するのである。

斯くの如く、何れも危險性にして、何時如何なるところに於いて、勃發するか知れないから、その隔離所を、現世の墳墓として、監禁しなければならぬ。但し醫療に依つて、輕快したものは、醫師の診断に依つて、解放することも得るのである。

だが犯罪者以外に、人を隔離して、社會に出さないのは、道德の上から見て、情義に背反するものではないかと、論ずる學者もある。併し多數の幸福を護るためには、少數の幸福を、犠牲にすることあるべきは、社會の通則で、已むを得ないのである。危險者の隔離は、謂ゆる小

の蟲を殺して、大の蟲を助くる主義に、外ならないことを、理解しなければならぬ。

第五節 性的犯罪豫防としての去勢法

第一項 去勢すべき不良者の種類

去勢法のこととは、前に一言した如く、悪質者又は性的犯罪者の斷種法として、現今北米合衆國に、行はれてゐる法律である。此の法律は、甚だ残酷なる悪法のやうに聞こゆるが、その實は然うでない。何故といふに、何うせ行はれ難き結婚を禁じて、性的に煩悶せしむるよりも、去勢して徹底的に、その煩悶を去る方は、慈悲だからである。

そこで如何なるものは、去勢しなければならぬか、その種類を擧げて見るに、北米のインヂアナ、カリフォルニア、コンネチカツト諸州、その他の州にて、現に行ひつゝある去勢法に依ると、その規定は、各州とも多少の差はあるけれども、概して言へば、性的に危険なるもの、不良の悪質を子孫に残す恐れあるもの、及び犯罪に就いて、改悛の見込みなきもの等で、その主なるものは、次ぎの如くである。

- 一 色慾異常者（サド性の種類で、ラストモード、強姦、屍姦、雞姦等の恐れあるもの）
 - 二 色情亢進の癡愚者。
 - 三 再々猥褻罪に問はれたもの。
 - 四 賣淫を常習とするもの。
 - 五 常習性の犯罪者。
 - 六 癲癇。
 - 七 アルコホル中毒者。
 - 八 早發性癡狂。
 - 九 麻痺狂。
 - 十 瘋癲白癡。
 - 十一 癲病患者。
 - 十二 微毒患者（第三期に入つて、治癒の見込みなきもの）
- 此の他、重大なる先天性畸形、生來虚弱にして、生殖の不適なるものに對しても、此の法律を適用するところがある。

或ひは又、癡々の分婉にて、甚だしく身體の衰弱せる者は、本人の希望に依つて、去勢を許すところもある。又、州に依つては、その中の四、五種若くは六、七種を採るところもあつて、一定しないのは、土地の状況、又は習慣等に、關するためであらう。之れを要するに、去勢法は結婚禁止法の、一歩進んだものと見るべきである。獨逸にても、去勢問題が、盛んに討究せられ、その説くところは、學者に依つて一様でないけれども、すべて社會に害毒を流す行爲あるものは、その直接たると、間接たるとを問はず、その害毒を防ぐために、これを去勢しなければならぬといふ説に、一致してゐる。伊太利、英吉利等に於いても、去勢法を論ずる學者多くなつて、その必要を認むるに至つたけれども、これを法律として、實行するところまでは行かなかつた。日本でも近年、去勢法を採るとか、しないとかいふ話しが、新聞に見えたが、何うなつたか、その後消息が無くなつた。

第二項 低能及び不良性の豫防とその去勢

なほ、去勢の現社會に、缺くべからざる要件がある。先づ低能及び不良性に就いて、一言

しやうに、此の二者は社會の疵 Immature で、これを一掃しなければ、社會は健全に發達することを得ないのである。社會の安寧は、刑罰に依つて、保全することを得るとしても、個人の不良惡質はこれを根治すること困難と思ふ。それは何ういふ理由であらうか。これを例せんに、茲に一人の色慾異常の低能者があつて、或る性的犯罪の結果、三年の刑に處せられたと假定せよ。彼れはその刑期間は、餘儀なく獄窓に、生活はするけれども、刑期の満ちた後は、出獄して再び世の中に出るであらう。これだけならば、出獄後に於けるその性生活が、懸念に堪へないのである。

低能である上、前科者となると、社會の人は、みなこれを擯斥して、交際するものはなくなるであらう。けれども生殖機能に障りのないものであると、前から配偶者のあるものは勿論、獨身のものであつては、相手を見つけて、内縁關係を結ぶことは、大して難かしいことはあるまいと思ふ。

破れ鍋にも、閉ぢ蓋のたとひの如く、前科者でも、低能でも、結婚に差支へない法律の下に置かるる日本のことだから、内縁關係を結ぶには、都合がよいだけ、それだけ日本人は、幸福であるか、不幸であるかは、吾々の知るところでない。

兎に角、何人も遺傳の原則に支配さるるので、不良者を生むと、その不良性が、子孫に傳はつて行くから、その子孫は低能者となるか、不良者となるか、不良者となるか、或ひは精神病者となつて、健全に育つことは尠いであらう。

斯くの如く不良性悪質の遺傳は、最も著しくして、父母の一人が、低能若くは色慾異常であるときは、その子は多く癡狂若くは癲癩となり、又、親が酒毒であるときは、その子には、精神病若くは、色慾異常となるものが多い。故にかゝる不良者が、多く世に出づるときは、社會は再びその親同様に、迷惑を被るに至るわけとなる。それでかういふ低能や不良者は、後がないやうに、去勢することが必要なのである。

第三項 私生兒豫防としての去勢

私生兒 Illegitimate Child. とは、正式の結婚にあらざるものの生出兒で、これも概に近きものと見られてゐる。その種類は一樣でないけれども、これを類別すると、大要次ぎの三種とすることを得る。

一 私通に依りて、生まれたもの。

二 強姦に依りて、生まれたもの。

三 内縁夫婦の間に、生まれたもの。

右の内縁三種は、正式の結婚はなしながら、たゞ結婚届けの手續きを爲さなかつたために、止むを得ず私生兒として、届け出たものである。かういふものは、普通の正嫡子と變はりがないから、眞の私生兒では、ないのである。

然るに第一種のもものは、母のみあつて、父は多くの場合ひ、不明である。例へば二、三人の男と關係したものは、その父を定むることが、甚だ困難なるが如きである。中には一人の男と關係して、父の分明してゐるものでも、正式に結婚することの出来ないものは、私生兒とする外に、道はないであらう。又、内妾などで、假りの夫(謂ゆる旦那)のあるものは、庶子として、届けることを得るけれども、外妾となると、旦那は恐らく、それを自分の子と認めないであらう。

斯様に私生兒にも、種類が多くあるが、その母となるものは妾、酌婦、女中、女給、女工、女事務員、女學生、女教員乃至は寡婦等で、その相手となる者は、社會の各階級に涉つて、甚だ多いといふことである。

それから第二種のもは、甚だ同情すべきものであることは、前に述べた如くで、さういふ私生児位、哀れむべきはない。

統計上から見ると、我が國の私生児は、世界中にて多い部類に屬し、決して名譽ではない。單に人口の上から言へば、私生児も國民の一グループだから、その増加は、やがて人口の増加となるに依り、必要かも知れないけれども、社會政策の上から論ずれば、私生児の増加は、決して喜ぶべき現象ではないのである。或る人は私生児の増加をもつて、亡國の兆と言つたが、決して誣言ではない。何故といふに、私生児はたゞに、風俗の頹敗を、意味するのみならず、一般にその體質は不良で、國民を惡化する恐れがあるからだ。

何故に私生児は、不良であるかといふに、此の理由に、次ぎの五原因がある。

- 一 私生児は、多く遺傳質を有すること。
- 二 私生児は、母系に屬し、教育の不完全なること。
- 三 私生児は、常に人の侮辱を受くること。
- 四 此れ等の事情より、私生児は一層その性質を、執拗ならしむること。
- 五 母の手許に養ひ難き場合は、里子に出すので、それが又、私生児の身心に、惡影響を

及ぼすこと。

私生児の中から、時として傑物の出づることもあるが、併し正嫡子に比すれば、一般に劣ることは事實である。徴兵検査に於いて、私生児の甲種合格するものは、尠いといふことである。私生児から、又同様な私生児の生るることも、事實である。有名な米國のアダム・ユルクといふ賣笑婦は、七十五年の間に、七百九人の子孫を殖やしたが、その中私生児に屬するものは百六人、乞食は百四十二人、密賣淫は百八十一人の多數に達した。

此の事實をもつて見ても、私生児から私生児の多く生まるることや、私生児と犯罪との關係の密接なること等が、知らるるであらう。

第四項 去勢法の適用と種類

社會の安寧維持法として、去勢すべきものの種類は、前に述べた如くであるが、特に私生児を設けるやうな者は去勢して、さういふものの子孫は、殖やさないやうにすることを、忘れてはならぬ。

斯くの如く、屢々私生児を分娩する女子、又はさういふ女と、關係するやうな男子を首め、

色情亢進症で、同一の性的犯罪を反覆するもの、若くはサド性を帯ぶる者等は、これを去勢して、その害を絶つことは、優良種を保護する上に於いて、缺くべからざる事再言を要せぬ。米國の各州で、卒先此の政策を、實行するに至つたのは、卓見といふべきである。

今日の人は、衛生を重んじて、一にも二にも、衛生くといふけれども、その衛生なるものは、主に自分の健康を計るにあつて、子孫の稟性には、餘り重きを置かざる失がある。勿論、子孫の健康に、注意はしてゐるけれども、その生まれつきに就いては、自然に任して、顧みないやうである。

然るに子供の生まれつき、即ち遺傳といふものには、或る重大な關係があつて、これを等閑に附するときは、如何に衛生を守るとも、第二の國民として、優良ならしむることは出来ない。されば攝生には、第一に遺傳問題を加へて、親の不良悪質は、これを子孫に傳へないやう、注意することが必要である。

そこで起こる問題は、何うすれば親の不良悪質を排除して、これを子孫に傳へざることを得るかといふことである。犯罪性や精神病又は、色情異常等の遺傳素質を有する者は、社會的には前に述べた如く、法律にてその結婚を禁止し、又個人的には子孫のために、自ら省みて、そ

の結婚をさし控へるが如きも、たしかに悪質を防ぐ良手段であるには、相違ないけれども、これは言ふべくして、行はれざるを奈何せんやだ。

此の禁婚説を唱ふる人の説に依ると、悪質者の結婚を、法律をもつて禁止する時は、敢て殘忍なる去勢術を施さなくとも、十分にその弊害を防止して、社會を救済することを得るといふことになる。

この説は一理ありて、去勢説に比すれば、穩健である如く聞こゆるけれども、結婚は絶対に禁止するを、得ざるものなることを、記憶しなければならぬ。たとひ正式の結婚は、法律でもつて禁止することを得るとしても、私婚や野合は、到底禁止することを得ないものである。何故といふに性慾は本能で、禁絶することを得ないからである。

そこで生殖器に異常のあるものや、疾患のあるもの等は別として、身に悪質があつても、性交力及び生殖力を有するものは、その自覺に依つて、自ら禁絶すれば兎も角、外部から壓迫を加へても、効果のないことは、人の知る如くである。

斯くの如く結婚を禁止した際には、一方に野合は流行し、蓄妾や密賣淫が盛んになり、その結果、私生兒が増加して、却つてより以上、大なる弊害を生ずるに至るであらう。

それでインヂアナ州にては、再三重罪を犯して、改悛の見込みなきもの、又は花柳病、酒毒、癩癩等の如く、悪性のもは去勢して、絶種する法を施してあることは、前に述べた如くである。その他の州も大同小異で、結婚の禁止のみにては、決して安心が出来ないのである。故に従來の結婚を、禁止するに相當するものは、此の無意味な法律を、科するの愚を去つて、斷然去勢法を實施すべきである。

これを要するに、悪質者の斷種法として、完全なるものは、今のところ隔離法か、それとも去勢法かにあつて、その他には道が無いのである。而してこれを実行するに當たりて、その執れを採るべきかは、先づその人の體質及び病症を、精細に診査し、その習慣等を考へて、適當なる方法に従ふべきである。次ぎに去勢の結果生ずる現象を、實例に依つて示すとしやう。

第五項 去勢現象に關する實例

去勢術を、人體に施す利害問題は、理論よりも、實際に依つて、決すべきものであることは、言ふまでもない。獨逸の有名なネツケ氏は、野合に依つて増加する私生兒を、防遏する手段として、その生殖機能を、廢絶すべきことを主張し、その結果として、次ぎ如き數例を挙げた。

第一例 男 三十歳

體格は強壯であるけれども、幼時より精神に異常があつて、動物を虐待することを好み、且つ怒り易くして、些細なことにも立腹し、その極暴行することが常であつた。

成長するに従ひ、酒を好み、色情は病的に亢進して、猥褻行爲を演ずることが多くあつた。送に酒のために、酒客譁妄となつて、放火、窃盜、猥褻等の罪を犯すこと再三に及び、その中幼女に暴行を加へた罪で、投監された。

檢診の結果、精神病的變質の著明なることを發見し、その方は癒つたけれども、色情の亢進は依然として衰へないので、それに對して、種々の對症療法を講じたけれども、少しの効果もなかつた。

そんなわけで、患者はその苦痛に堪へかね、自ら去勢を願ひ出たゆゑ、これを容れて、その兩親に計り、更に官廳の許可を得て、手術を行つた。その結果を見るに、色情は大に鎮靜したので、最早心配はなからうと、これが出獄を許した。果して性的犯罪は止んだけれども、併し他の犯罪は、依然として、悛まらなかつたといふ。

第二例 男 三十三歳

同性愛の倒錯患者で、幼童を犯した罪に依り、捕へられたけれども、精神に異常があつて、責任無能力者と認められ、癲狂院に送られた。此所にて四年間、治療を受けた甲斐があつて、略ぼ恢復したので、試みに退院を命じたところが、その成績は不良で、一年半の後に、再犯にて入院し、又治癒退院後、三月を経て、三犯となつて入院した。斯くの如く再三罪を犯して、止まない所以は、疾患の全く根絶せざるに因るものであつてその癒つたやうに見ゆるのは、一時病勢の潛伏して、假癒を呈したに過ぎないことが知られた。此の状況にて往けば、患者の性的犯罪は、永久に止むることなかるべきは、何人にも想像せらるるところであつた。

そこで患者は、悟るところがあつたと思しく、去勢術を受けんことを乞ひ、もし希望を容れられざるに於いては、自ら去勢を行はんとまで、決心した。これに依りそれ／＼手続きを踏んで、手術を施したところ、色情の亢進は癒へて、再び罪を犯すことがなくなつたといふ。

第三例 女 三十六歳(未婚)

先天性の精神耗弱であつて、時々色情亢進し、その際は、癡狂状態となるのであつた。その結果、二回妊娠して、二人の私生児を生んだが、養育に困つて、公共團體の世話となり、本人は癲狂院に送られて、監視を受けること、三年に及んだ。

此の間に患者は、退院して、自由の身とならんと迫つたけれども、私生児の分岐を恐れて、許さなかつたが、強いての希望に、卵巣手術を行ふ條件の下に、本人は勿論、親族及び官廳の承諾を得て、卵巣を除去し、然るのち退院せしめたが、色慾は鎮靜して、何事もなくなつたといふ。

第四例 女 三十五歳

癲癇であつて、時々躁狂状態に陥り、且つ色情は病的に發作して、私生児を分娩すること、二回に及んだ。然るにその私生児は、孰れも母と同じく、癲癇性痴呆なので、貧民院に送られ、そこで養育された。

母の方は癲狂院で、二年間監視されたが、退院を希望して止まないで、前同様卵巣手術を行つた上、退院せしめたら、色慾が殆んど消失して、事なく生活するやうになつたといふ。以上の諸例は、故大澤謙二博士の紹介されたものである。これに依つて、考察すると、去勢は経済的犯罪（財産犯）を豫防するには、餘り効果はないけれども、性慾は男女とも、一般に消失するに依り、これより生ずる犯罪は、防遏するに、十分効果のあることを、記憶しなければならぬ。

それで社會の直接、又は間接に受くる害を、除き去るには、去勢に如くものはなく、現今盛んに唱道せらるる優生學 Eugenic の目的も、結局 惡質者を、人爲的に淘汰するにあつて、その方法は遺傳と、去勢とを利用すること、再論するに及ばぬ。

第六節 禁酒又は節酒の勵行と花柳病の防遏

第一項 酒と精神障害及び變態性慾との關係

酒と精神障害及び犯罪との關係は、頗る密接であつて、あらゆる精神障害及び犯罪に、酒

の與らざるものはない。特に性的犯罪と酒とは、離るべからざる關係があつて、猥褻、色情充進、露出、賣淫等には、陶酔の氣分に唆られて、起るものが、極めて多い。

酒飲みには、常習的と一時的とあるが、一時的のものでも、酒を飲むと、神經が麻痺して、精神が害さるる結果、色慾が充進して、猥褻の所業に及んだり、異性に暴虐を加へたりするやうにもなる。みな酒の禍ひで、精神病學上からいふと、一時的の精神障害なのである。

特に常習的の飲酒となると、一層烈しく、酒容膽妄と稱する中毒にかかつてゐるのだから、酒を飲まないときでも、飲んだときと同じやうに、酩酊状態となつて、不徳、不倫行爲を演ずることが、甚だ多いのである。彼の露出や、強姦などの如きは、此の種のものに多く、決してそのまゝ放任して置くべきものでない。

それで酒毒患者は、精神病として、癲狂院又は精神病院に、入れることになつて居るが、さうなつては、もう仕舞ひだから、さうならない前に、酒毒者を出さないやうに、禁酒なり、又は節酒を勵行することが、必要なのである。

斯様に酒は、色慾を充進して、一時的或ひは常習的の、變態性慾者を造成するもの故、變態性慾を豫防する一法として、禁酒又は節酒が肝要なのである。その方法に就いては種々あるが、

それは別問題として、ここには略す。

第二項 花柳病と精神障害及び變態性との關係

花柳病から、變態性慾の誘發されることも少なくない。特に梅毒が著しいのである。換言すれば、梅毒と色情異常とで、精神障害も、梅毒から來ることが多い。斯う謂つたら、何人も梅毒と精神病、又は色情異常との、離るべからざる關係を知るであらう。

斯様に精神障害、又は色情異常には、梅毒から生ずるものが多いので、今、全くこれを驅除して、人間に梅毒の痕跡を止めざるに至らば、精神病者や、色情異常者の幾分は、減少するであらうと思ふ。それはたとひ少數であるとしても、社会的に必要であること言ふまでもない。變態性慾の上から言ふと、梅毒の豫防は、色情異常豫防の一助となるが、醫學の方から見ると、廣く社會に涉つて、梅毒の影響を蒙らざるものがないので、花柳病の豫防は、現下の一大急務となつてゐる。

世界何れの國に於いても、此の點に留意せざるはなく、且つ實際問題として、これを討究せざるところはないけれども、未だよくその目的を達するに至らないのは、豫防が甚だ困難だからである。

らである。言ひ換へれば花柳病は、單に賣淫の取締りや、檢査の勵行のみでは、その目的を、達することは難かしいといふことである。

それは社會の、花柳病を恐るる觀念が、薄弱で、さして厭はないからである。昔は花柳病をもつて、一度は男子の、必ず懼るものと信じ、壯丁の如きは、此の病あるをもつて、却つて誇りとする位であつた。今日はそんな馬鹿者はなからうけれども、なほこれを輕んずる風がある。醫者なども恐るることはないとして、重きを置かない傾きのあるのは、患者を吸引するための宣傳と考へらるる。

中には又、花柳病を恥づる結果、患者は深くこれを秘密にして、姑息の手段を施すものもある。さういふ者は、病をして益々重からしむるのみならず、他に傳染の好機を與へることになる。それで花柳病を豫防するには、先づ世俗の謬見を去つて、少くとも花柳病に關する知識を與へ、人をして衷心から、これを恐れ忌む念を、深からしむることが肝要である。

第三項 花柳病の豫防

如何にして花柳病を、豫防し得べきかは、重大なる問題であるが、此の豫防法は、禁酒法と

同じく、困難なることは、何人も知るところの如くである。何故といふに、花柳病の豫防は、

一時的或ひは永久的に、性慾本能を禁絶することになるからである。酒は人に依つては、生來的に飲まないものもあるし、又飲むものでも、修養の努力によつて、斷然これを禁ずることを得るものである。然るに性慾は、先天に賦與せられたる本能で、禁絶することが困難で、獨身者は娼妓を弄し、或ひは藝妓に戯るゝなどして、慰むるものが甚だ多い。これ花柳病の蔓延する所以で、賣淫の盛んなのも、ここに原因するのである。これでは花柳病は、蔓延する一方で、終熄することはなからう。花柳病から起る精神障害や、色情異常の多いのも、當然と謂はねばならぬ。何うしたらば此の恐るべく、厭ふべき花柳病が、豫防さるるであらうか。吾人はこれを當局者に望んで止まない次第である。

結 論

上來 説述せる變態性慾は、これで完結したものでなく、なほ數卷を要することは、凡例に斷つて置いた通りであるが、併し何書にても、一卷のまとまりとしてのコンクルーシオンが必ず要なる如く、ここに結論を附した所以である。

それで重ねて言ふが、變態性慾は病的に發生する異常性慾であつて、これに罹る者は、個人を害し、社會を毒すること、極めて大なるものである。併し變態性慾は、たゞ有害なるものとして、これが害を除く法を講ぜず、或ひは卑猥、淫靡なるものとして、從來の臭物蓋的に、秘密一點張りに、その發表を抑へるならば、内面に於いて、人心に潛伏せる變態性慾の種子が、環境の刺戟に促がされ、萌發して病的異常者が、多くなる許りであらう。

本論に屢々言へる如く、變態性慾の多くは、先天に潛伏し、或ひは萌芽してゐるものであるから、道德、教育又は醫學の力にて、その潛伏性を押へ、その萌芽を刈り取るときは、或る點までは、その發現を、未然に豫防することを得るであらう。特に後天性のものになると、環境の影響を、斷絶することに依つて、豫防することも可能なのであるから、その事理を解せず、たゞ有害だの、卑猥だのとして、不問に附するならば、潛伏性の芽は、時到れりと許り、萌發して現はれ、又、これに促され、或ひは傳染して、新に生ずるものも、多くなるであらう。

斯く環境から促され、又は傳染するものは、みな後天性的の變態性慾で、生來的に潛伏してゐるものは、先天性のものであることは、再言するに及ばないが、大切な事項であるから、

忘れてはならぬ。

どちらにしても、危険又は汚穢として、その真相を闡明にすることを爲さざるときは、病的異常の變態性慾者は、洩々として殖へ、随つて社會に害毒を流すことも多くなることは、昭々として火を見るが如くである。

そこで病的異常の變態性慾は、個人的に、社會的にも、その研究が必要となつて来る。これは恰度、犯罪を豫防するために、犯罪學の研究が、必要となつて来るのと同じである。又、花柳病を豫防するために、花柳病學を研究するのとも、同じである。

犯罪に就いては、その原因や、動機はもとより、その方法までも明かにしなければ、犯罪を矯正することも、豫防することも、乃至は犯罪者を捜査することも出来ないし、又、花柳病に於いては、その病原、症状、傳染の徑路等に於いても、その事實及び真相を、研究しなければならぬと等しく、變態性慾もその事實を捉へて、人生の機微に觸るる部分も、或る點までは、その真相を披瀝して、これを明かにしなければならぬ。

クラフト・エビング氏が、性慾生活は自己を犠牲とするも、惜しまざる程の高き道德の、源泉たり得ると同時に、その身體的能力は、亦強大にして、恐るべき暴行、惡虐を、爲さしむる

危険を生ずる（本文三五六頁）と言へる如く、性慾は人生活動の大本であつて、種族保存の直接原因たると同時に、道德の根柢となるのである。けれども一面に於いては姦淫、猥褻、暴虐、殺人、傷害、詐偽、竊盜等、諸罪惡の基ともなることは、人の熟知するところである。

斯る場合に、世人はこれを豫防するに、たゞその起これる現象に對して、これに墻壁を築くことは知るけれども、未だ進んでその因り來たれる根本に遡つて、之れを杜絶する方法を、講じないのは、策の得たものと謂ふことを得ぬ。

それで變態性慾は勿論、一般の常態性慾より生ずる犯罪を、防遏するには、何うしても個人的、又は社會的に、研究を具體的に進めて、往かなければならないが、一方にはなほも、これが發表を有害とする論者もあつて、これがために時としては、眞摯なる研究家の、大なる苦心を、没却し去らんとする傾きのあるのは、遺憾の極みである。

學友であつた故法學博士大場茂馬氏が、在世の砌り、かつて談偶々性慾犯罪のことに、及ぶや、氏襟を正して、かういふことを話された。犯罪の中に、性慾に關する事項を、論究する一分科が、獨逸學派の中にある。刑事性慾學といふのがこれで、變態性慾と密接の關係がある。獨逸には専門に、これを研究する學者が、多くあるが、日本には未だ一人も、これに指を染め

たものはないやうだ。自分は甚だ遺憾に思つてゐる。幸ひ貴兄は、此の方面に没頭して、その道に精通してゐらるるに依り、一つ大に奮勵して、日本學會のために、氣焰を吐いてもらひたいと、獎勵されたことがある。

お世辭であつたかも知れないが、少からず予が心を勵まして、亢奮劑となつた。その後また故法學博士花井卓造氏からも、屢々同じやうなことを、心附けられたことがある。同氏と故醫學士杉江薫氏と、予との共著にかゝれる「犯罪と刑事政策」と題する大著（菊判一、七〇〇頁）は、紙型までとつたが不幸にして遂に、上梓を見ないで仕まつた。が、予の性慾と犯罪との關係に於ける研究は、以上三氏の翼賛に負ふところ、極めて多い。

今、本書を發刊するに臨み、故舊の恩恵を謝する意味に於いて、ここに一言した次第である。さういふ理由で、變態性の研究は、即ち犯罪の研究となるのである。今日の如き非常時には特に必要にして、缺くべからざるものなることを、痛切に感ずると共に、讀者にも研究を慫慂して、筆を擱く。

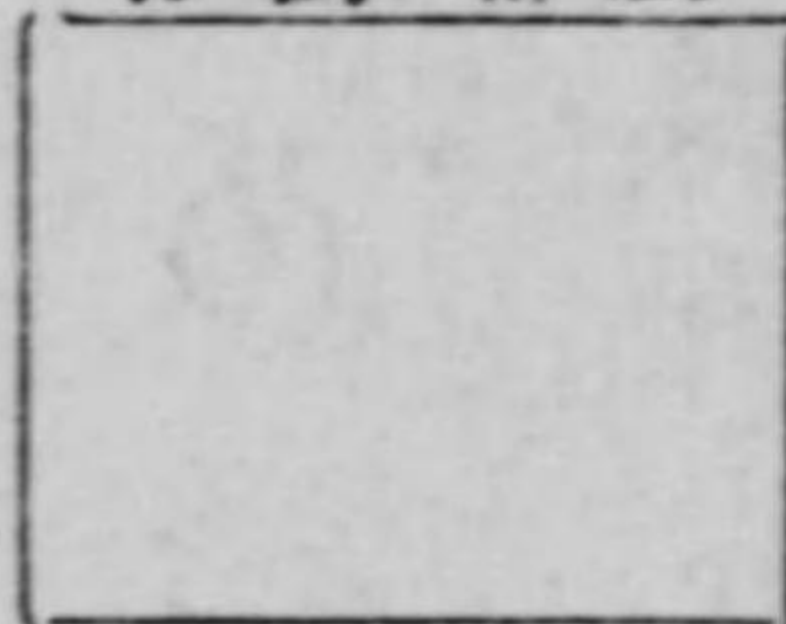
變態性醫學講話 大尾

6.22

昭和九年六月廿五日印刷
昭和九年六月廿七日發行

定價 三圓五十錢
特價 金二圓八拾錢

版權所有



著者 澤田順次郎
發行者 久保田愛美
印刷者 佐藤磨
東京市小石川區柳町二六番地

發行所 東京市神田區淡路町二ノ一 通俗醫書刊行會
發賣所 東京市神田區錦町一ノ二 進堂書店
振替東京五八八六二

印刷所 昭文堂印刷所

近刊豫告

澤田順次郎著

性の犯罪史

定價約二圓五十錢

澤田順次郎著

變態性醫學圖譜

定價約二圓



